

令和6年度 広島市防犯機能付き電話機設置等補助事業 【募集要項】

今年度より申請手続きに変更があります。

補助金の交付を希望される方は、機器購入等の前に

必ずご一読ください。

募集期間 令和6年5月7日(火)～令和7年1月31日(金)
(先着順に受け付け、予算額に達し次第、募集を終了します。)

募集件数 概ね250件

※ 上記の期間に購入等したものが補助の対象です。
5月6日以前に購入された電話機等については
補助金を交付できません。

申請書類提出窓口

市民安全推進課(市役所本庁舎12階)又は各区地域起こし推進課

お問い合わせ先・申請書類郵送先

広島市市民局市民安全推進課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話 082-504-2714(平日:午前8時30分～午後5時15分)

1 補助対象者

次のすべてに当てはまる方が補助の対象です。

✓を記入
してくだ
さい。

- 広島市に住所があり、実際に居住していること。
- 申請日において、世帯員全員が満65歳以上であること。
- 世帯員全員が市税を滞納していないこと。
- 広島市暴力団排除条例第2条第2号の暴力団員等でないこと。

※ 補助金の交付は、一世帯につき、一回限りです。

2 募集期間

令和6年5月7日(火曜日)～令和7年1月31日(金曜日)

※ 先着順に受け付け、予算額に達し次第、募集を終了します。

3 補助対象経費

- ① 次のいずれかの機能を有する固定電話機又は固定電話に接続して用いる機器の購入費用
 - ・ 相手に録音する旨のメッセージを流し、通話を自動的に録音する機能
 - ・ 事前に登録していない電話番号からの着信に対し注意を促す機能
 - ・ 特殊詐欺が疑われる電話番号からの着信を自動的に切断する機能
- ② 電気通信事業者(NTT 西日本)が提供する特殊詐欺対策サービスを利用するために必要な初期工事費用

※ ①又は②のいずれか1つとします。

※ 対象外の機器を購入された場合には、補助金を交付できません。

対象機器リスト(市ホームページに掲載)に記載のない電話機等を購入される場合は、事前にご相談ください。

4 補助金額

対象経費の2分の1(1,000円未満の端数は切り捨て)

ただし、補助上限額の10,000円を超える場合は、10,000円が補助金額となります。 ※1世帯当たり1台まで

【計算例】

(1) 対象経費が17,000円の場合

$17,000円 \times 1/2 = 8,500円 \Rightarrow$ 補助金額8,000円(千円未満切り捨て)

(2) 対象経費が25,000円の場合

$25,000円 \times 1/2 = 12,500円 \Rightarrow$ 補助金額10,000円(上限額)

※ ナンバーディスプレイなど付随サービスの加入等の費用は補助対象外です。

※ クレジットカードなどのポイントを使って購入された場合は、ポイント分は補助対象外です。

※ クーポンや商品券等を使って購入された場合は、クーポンや商品券等での支払分は補助対象外です。

※ オークションやフリマアプリ等での購入は対象外です。

5 申請書類

申請書類は令和6年5月1日(水曜日)から、市ホームページよりダウンロードできます。

また、同日から市民安全推進課や各区地域起こし推進課でも配付します。

6 手続方法

(1) 防犯機能付き電話機等を設置する場合

- ① 対象機器リスト(市ホームページに掲載)等により、補助の対象となる機器であることを確認する。

※ 補助対象機器以外の電話機等を購入された場合は、補助金を交付できません。ご購入の際は、必要な機能が備わっているかよくご確認ください。

なお、対象機器リストに記載のない電話機等を購入される場合には、事前にご相談ください。

- ② 対象機器を購入し設置する。
- ③ 交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、必要書類を添付して申請窓口を持参又は市民安全推進課に郵送する。
- ④ 審査の結果、適正と認められた場合、市から交付決定通知書兼確定通知書が郵送にて送付される。
- ⑤ 補助金が振り込まれる。(④から1~2か月後になります。)

(2) 特殊詐欺対策サービスを利用する場合

- ① 特殊詐欺対策サービスを利用するための初期工事を行う。
- ② 交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、必要書類を添付して申請窓口を持参又は市民安全推進課に郵送する。
- ③ 審査の結果、適正と認められた場合、市から交付決定通知書兼確定通知書が郵送にて送付される。
- ④ 補助金が振り込まれる。(③から1~2か月後になります。)

※ 別添の「補助金の申請から交付までの流れ」を参照してください。

購入した店舗において、
領収書の宛名に申請者名
(フルネーム)を必ず記載
してもらってください。

【交付申請書兼実績報告書(様式第1号)添付書類一覧】

1 防犯機能付き電話機等の購入に係る補助金を申請する場合

書 類	備 考
領収書その他の収支の事実を証する書類の <u>原本</u>	・①購入した機器の品名・型番、②購入日、③申請者名及び④購入店舗が全て記載されたもの ※ 領収書等の原本は、手続き完了後に返却します。
機能その他の特徴を説明する書類(写し)	・電話機等の機能が確認できる説明書、カタログ、ホームページなど ※ 電話機等の型番と機能が確認できる部分の写しを提出してください。
振込先の口座通帳の写し	・金融機関名、口座番号及び口座名義が分かる箇所
世帯全員の住民票の写し	・誓約書兼同意書において、市が調査することに同意をされている場合には提出は不要です。 ・ただし、申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)の写しの提出が必要となります。 ※ マイナンバーカードは、顔写真の面のみコピーしてください。
世帯全員の市税納税証明書の写し	
誓約書兼同意書(様式第2号)	・暴力団員等でないことを誓約し、市が警察当局に対して照会することについて同意してください。

2 特殊詐欺対策サービスを利用するために必要な初期工事費に係る補助金を申請する場合

書 類	備 考
領収書その他の収支の事実を証する書類の <u>原本</u>	・初期工事に係る費用(基本工事費、交換機等工事費及び機器工事費)が対象となります。 ※ 領収書等の原本は、手続き完了後に返却します。
振込先の口座通帳の写し	・金融機関名、口座番号及び口座名義が分かる箇所
世帯全員の住民票の写し	・誓約書兼同意書において、市が調査することに同意をされている場合には提出は不要です。 ・ただし、申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)の写しの提出が必要となります。 ※ マイナンバーカードは、顔写真の面のみコピーしてください。
世帯全員の市税納税証明書の写し	
誓約書兼同意書(様式第2号)	・暴力団員等でないことを誓約し、市が警察当局に対して照会することについて同意してください。

7 その他注意事項

- (1) 補助金の対象となる方や対象となる経費について、別添「よくあるお問い合わせ」で事前によくご確認ください。
- (2) 申請内容に虚偽や不正があることが発覚した場合や、転売など不適切な利用が判明した場合は、補助金を返還いただくほか法的責任を問われることがあります。
- (3) 補助金の交付を受けた電話機については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間（6年間）において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することはできません。
- (4) 補助金の交付を受けた方には、防犯機能付き電話機等の使用状況等に関するアンケート調査を実施する際に、ご協力をお願いします。
- (5) 機器の設置により振り込み詐欺等の電話を完全に防止できるわけではありません。特殊詐欺が疑われる電話があったときは家族や警察などにご相談ください。